

学校の個人情報と作文教育

——自殺した生徒に関する作文開示問題を事例として——

村 上 純 一

はじめに

情報公開制度・個人情報保護制度などを行使して、学校で起きた体罰やいじめなどの事件・事故の真相を究明しようとする父母の動きが、90年代に入り各地で広まっている。子どもが自殺したケースでは、その原因・真相を知るための資料として、両親が学校側に事故・事件報告書や、指導要録、生徒に行ったアンケートなどの開示を請求する事例が出てきている。またそれにともなって、学校・教育委員会の決定に対する異議申し立てなども増加している。

そうした中で、自殺した中学生の父親が、その生徒の自殺に関連して他の生徒らが書いた「作文」を、真相究明のための「情報」として開示請求する事例が町田市で起こった。娘の自殺の背後にいじめがあったのではないかと疑った父親が、事故発生報告書や調査報告書などとともに、学校が生徒に書かせた「作文」を、自殺の真相を知るための「個人情報」として開示請求したのである。これは生徒の「作文」が個人情報の開示対象として請求されたわが国で最初のケースであるといわれる。

この事例では、最初、町田市教育委員会の処分は非開示であった。これに対し、父親は町田市情報公開・個人情報保護審査会に不服申し立てを行い、他方で、この処分の取り消しを求める訴えを東京地裁に出した。審査会の答申と東京地裁の判決はすでに出来、ともに市教委の処分をほぼ支持する内容であった。現在、父親は東京高裁に控訴中である。

この事例がかかる問題は、学校教育の文脈と情報公開・開示の文脈とが交錯するために、複雑である。これまでのところ議論は主に、「作文を書いた生徒のプライバシー」と「亡くなった子どもの個人情報を知る親の権利」のバランスや、あるいは「個人情報の保護」と「知る権利」のバランスの問題など、「情報開示」の文脈で行われている。けれども、この事例が、学校教育とりわけ作文教育に投げかけている問題の性格については、まだ十分には明らかにされていない。

本稿では、こうした問題意識から、この事例に関する町田市情報公開・個人情報保護審査会での審査の内容を中心に検討し、作文教育の側から照らし出される問題点について考えてみたい。

1. 町田市の個人情報保護制度

個人情報保護制度とは、「自己に関する情報の流れをコントロールする権利」⁽⁷⁾である。わが国においてこの権利が制度化されたのは、周知のように国レベルでは1990年10月の「個人情報保護法」（行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律）の施行からである。その制定にあたっては、1980年9月のO E C D 「プライバシー保護と個人データの国際交流についてのガイドラインに関する理事会勧告」が一つの契機になっているといわれる。O E C D 理事会が採択した勧告は、個人情報保護に関する次の8原則を示した。①収集制限の原則、②データ内容の原則、③目的明確化の原則、④利用制限の原則、⑤安全保護の原則、⑥公開の原則、⑦個人参加の原則および⑧責任の原則である。

この中で特に重要であると考えられるのは、つぎの⑦個人参加の原則である。「個人は次の権利を有する。（a）データ管理者が自己に関するデータを有しているか否かについて、データ管理者またはその他のものから確認を得ること。（b）自己に関するデータを、（i）合理的な期間内に、（ii）もし必要なら、過度にならない費用で、（iii）合理的な方法で、かつ（iv）自己に分かりやすい形で、自己に知らしめること。（c）上記の（a）及び（b）の要求が拒否された場合には、その理由が与えられること及びそのような拒否に対して異議を申立てることができること。（d）自己に関するデータに対し異議を申立てること、及びその意義が認められた場合には、そのデータを消去、修正、完全化、補正させること」⁽⁸⁾

つまりこれは、個人情報管理者に対して自己情報の開示請求を行うことと、それが拒否された場合に異議申し立てを行うことを権利として認めたものである。

わが国でこうした原則を踏まえて制定された条例は、1984年の福岡県春日市のものが最初であるといわれる。以来、条例によって個人情報の保護を制度化する地方公共団体の数は着実に増え、1997年4月現在1312団体（全団体数の39.5%）に及ぶ。ただし異議申し立てなどの何らかの救済措置を制度化している団体はまだ347団体にとどまっているが、町田市はその中に含まれている。⁽⁹⁾

ところで、情報公開制度と個人情報開示制度はしばしば混同されているが、異なる内容を持つものである。情報公開制度とは、行政情報の公開に関する請求権を国民・住民に保障する制度であり、公開の拒否に対して救済の道を確保する制度である。これに対して、個人情報開示制度とは、行政が持つ個人情報をその情報の主体である本人が自らに対して開示を求めるというものである。両者は、開示請求があった場合に行政に開示義務がある点と、それが拒否された場合に救済の道が設けられている点とで共通の構造をもつ。しかし、前者の開示請求が「公開」請求であるのに対し、後者のそれはあくまで情報主体への「開示」請求であり、したがって開示を請求できるのはその主体のみである。⁽¹⁰⁾

町田市が個人情報保護条例を制定したのは、情報公開条例と同じく1989年であ

る。教育情報は、市でこの条例が制定されて以来、この制度がもっとも活発に利用されている分野である。つぎのように、昨年まで5年間の実施機関別請求件数をみると教育委員会に対する請求が多い。⁽¹²⁾

92年度 教育委員会24件、他なし。

93年度 教育委員会 8 件、他なし。

94年度 教育委員会 2 件、市長 1 件、固定資産評価審査委員会 1 件、計 4 件。

95年度 教育委員会 7 件、市長 6 件、固定資産評価審査委員会 1 件、計14件。

96年度 市長 3 件、他なし。

町田市の場合、請求と救済のプロセスはつぎのようなかたちをとる。それは、個人情報開示の場合も情報公開の場合も、基本的には同じである。まず、請求者が個人情報の開示を請求すると、実施機関はすみやかにその請求に応ずるか否かを決定し通知する。請求者が実施機関の処分に不服のある場合、二つの救済手続きをとりうる。その一つは、実施機関に対する不服申し立てである。不服申し立てが行われた場合には、実施機関は遅滞なく情報公開・個人情報保護審査会に諮詢しなくてはならない。そして実施機関は、情報公開・個人情報審査会が不服申し立てを審議して出した答申に基づいて決定を行うことになる。もう一つの救済手続きは、市に対する手続きとは別に、裁判所への出訴である。この場合は、決定の取り消しを求める訴訟を提起することになる。請求者は、二つの手続きの両方をとることができる。⁽¹⁴⁾ 本稿で検討する例の場合も、この二つの手続きがとられている。

2. 事件の概要と「作文」の開示請求・訴訟

(1) 事件の概要

町田市の公立中学校2年のA子さんが鉄道自殺したのは、91年9月1日、翌日から二学期の始まる直前の日曜日だった。遺書は発見されなかった。両親は最初自殺の原因が分からなかったが、その数日前と直前に「学校へ行かなくてはいけない」という訴えのあったことが気になっていた。その後、他の生徒から、自殺の三日前にバトミントン（クラブ活動）の帰りに昇降口付近で同級生の女子生徒四人に取り囲まれていたことがわかった。こうしたことにより、両親は自ら娘の友人関係を調べていった。その中で複数の生徒たちから「A子さんは四人のグループにいじめられていたようだ」などという発言を聞くに至り、いじめがあつたのではないかと疑うようになった。そして学校側に対していじめに関する調査⁽¹⁵⁾を要求した。

学校側が行った調査の結論は「自殺の原因は特定でない」というものであった。学校側は、市教委に対してこの報告を行うとともに、両親に対しても「友人関係のすれ違い」などと回答し、いじめはなかったとした。両親の側は、納得できず、判断のもとになった資料を見せてほしいという要求を行ったが、学校はそれを受け入れなかった。⁽¹⁶⁾

学校側は10月24日に追悼集会を行ったが、両親を招かず、両親と学校との関係はいっそう悪化した。ついに11月16日、両親は市の個人情報保護条例に基づき、教育長に対して、自殺に関連して学校側が所持する書類一切の開示を請求した。

これ以降、両親の側は、市の個人情報開示条例と情報公開条例の双方に基づいて、「事故発生報告書」や「自殺に関する調査報告書」など多方面にわたる文章・資料の開示を請求していった。

開示請求に対する回答は、非開示であったり、開示された場合でも大部分が黒く塗りつぶされていた。その主な理由は、プライバシーの保護ということであった。それに対して、父親は、市の個人情報保護・情報公開審査会に再三の審査請求（不服申立て）を行った。その数をみると、付属資料にあるように、審査請求が出されたものだけでも「個人情報非開示に対する審査請求」で21件、「公文書非公開に対する審査請求」で20件に及ぶ。「作文」の開示請求は、こうした一連の、自殺の真相究明のための情報開示請求として行われたものである。以下では、この事例での「作文」問題に焦点を当ててみていく。

（2）個人情報開示請求

学校は自殺の十日後の全校集会の後で、全学年22クラス799人の生徒に「命の大切さについて」というテーマで作文を書かせた。父親は、この中にA子さんの自殺に関連する「いじめ」の事実について書かれたものがあるのではないかと疑った。けれども、学校側は「作文」を通じて得た情報については、その内容を明らかにせず、「自殺に関する調査報告書」には「自殺の原因は特定できない」とした。父親は、学校に「作文」の内容を教えてほしいと申し入れたが、学校側は生徒のプライバシーを理由に断った。父親は市の個人情報保護条例に基づき、11月30日教育長に対し、2年生が書いた「作文」のうちA子さんにかかわる部分の開示を請求した。

これに対し市教委は、二つの点で協議を行った。ひとつは、「作文」が市の保管する「個人情報」にあたるかどうか。もう一つは、それを「開示」すべきかどうかである。決定は12月12日に発表された。そこでは、「作文」が条例第2条の定義する「個人生活に関し、特定の個人が識別される文書、図画など」にあたる「個人情報」であることを認めた。しかし「開示」については「作文は生徒個人の心情や思想をつづったもので、開示は作品を書いた生徒のプライバシーを侵害し、生徒と教師の信頼を損ねる」と述べ、非開示とした。

これまで、教育情報としての個人情報は、主に学校の内申書など、行政が個人に対して下した評価をさすものであった。今回の事例は、生徒の「作文」を「個人情報」と認定した最初の事例となった。⁽¹⁷⁾

非開示の決定に対し、父親はただちに教育長の上級行政庁である教育委員会に審査請求（不服申立て）を行った。それを受け、教育委員会は12月25日に市の情報公開・個人情報保護審査会（会長、江橋崇、法政大学法学部教授、以下「審

査会」とする)に対し諮詢を行った。⁽¹⁸⁾

ところが92年6月に、この「作文」の保管に関してつぎのようなことが起こった。学校側は、市教委を通じて審査会に対し、当時の1年生の1学級と3年生の全8学級の分を自殺の1ヶ月後の91年10月中に廃棄しており、1年生の残る分は生徒に返却、2年生の分は学校が保管してあると報告した。廃棄の理由は「生徒一人一人の指導を完了したため」と述べた。⁽¹⁹⁾8月にこのことが判明すると、父親は学校に廃棄理由の回答を求めるとともに、自ら調査を行い、3年の1学級の分は破棄されずに保管されている事実を突きとめた。そして、市教委に対し「作文」を最低3ヶ月間は保全するように請願した。⁽²⁰⁾

92年10月13日、「審査会」はこの件で答申を出した。審査の記録には以下のような双方の主張が記されている。

請求人である父親は、次のように主張した。「請求人は、子を失った親として、子供の自殺の真相を知る当然の権利があり、請求人の子供が通学していた「町田市立○○中学校」(以下「○○中」という)は、○○中が行った自殺の原因調査の内容の詳細を納得のゆく資料を提示して説明すべきである。請求人は、91年9月7日、○○中との話し合いの中で、生徒に作文等を書かせて事実を把握してみると言われている。本件文書について、教育長は、生徒の心情と思想をのべたものであるから開示できないというが、本件文書の一部は、書いた本人の了承をうることなく「学年通信スクラム」に記載、公表されている。○○中では、作文を公表することが当たり前になっており、書いた本人の生徒に断りなく「文集」にして公表したり、展示したりしている。教育長は、これら本件文書を請求人に開示することが、「生徒の信頼を損ねる」とか、「教師の信頼が失われる」とか、「学校における公正な職務遂行が著しく阻害される」と主張しているが、上記のことから、教育長の主張は、理由がない」⁽²¹⁾

このように父親の側は、本件の「作文」を、通常の教育活動におけるものとは異なった、いわば学校側による自殺の原因調査としての「作文」とみなした。こうした立場から、この「作文」は、自殺の原因調査のための情報であるから、開示請求の対象にあたるとし、学校側がそれを非開示とする根拠はないという意味の訴えを行った。

これに対して、教育長の側は次のような主張を行った。第一に「作文に含まれる個人情報は、作文中の特定個人の情報であると同時に、その作文を書いた生徒自身の信条や思想をつづったものとしての個人情報」であると述べた。これは「作文」が請求人の個人情報である一方で、それが「作文」を書いた生徒の個人情報でもあること、いわば「複合個人情報」であるという主張であった。⁽²²⁾

第二に、その開示については、「作文中の特定個人の情報と作文を書いた生徒の個人情報を比較衡量した結果、作文を書いた生徒の個人情報が最優先に保護されるべきである」と主張した。

第三に、「作文」を書いた生徒の個人情報の方が優先されるべき理由について

は、つぎのように述べた。「教育活動における作文は、生徒が自由に自己の意思を表し教師の指導を受けるものであり、その作文の開示請求にあたっては、当然に作文を作った生徒のプライバシーを最大限守る必要がある」これは、学校で書かせた「作文」の開示請求は、情報開示の文脈とは別に、教育活動の文脈においても検討されるべきだという主張であった。

第四に、教育活動の観点から、非開示が妥当である理由をつぎのように述べた。「他人に開示されることを想定しないで自由に生徒個人の心情や思想を綴った作文を後日開示することは、生徒の執筆の際の自由意思に制約を加えることにもなり、ひいては生徒の信頼を損なうことにも通じ、結果として教師の信頼が失われ、学校における公正な職務執行が著しく阻害されるとみとめられる」

ところでこの「作文」を書かせた目的について、教育長は次のように述べた。「事故調査報告書に、「調査経過…9月11日2学年集会後、学活・作文を書かせた、○○に関する情報収集を生徒からも始める」とあるのは、作文を書かせたのは、感想を書かせたものであり、○○に関する情報収集を生徒からも始めるというのには、これまで情報収集を行った生徒以外からも、情報収集を始めるというもので、「作文」とは、別の事柄である」

教育長の側は、あくまで「作文」は情報収集ではなく「感想を書かせた」ものであるとし、その上で、「作文」を個人情報と教育活動の二つの文脈のどちらにおいても「非開示決定」とすることが妥当であることを主張した。

審査の過程で、父親は、こうした学校側の主張に対して、「本件文書は、調査資料としての性格を強くもつものである」「作文のうち、執筆した生徒本人のプライバシー情報については当然に配慮されなければならないが、それを理由に調査対象すべてを非開示とするのではなく、請求の趣旨⁽²³⁾を尊重するという面との両立を行えるように工夫すべきである」などと反論した。

さて、以上のような双方の主張に対して「審査会」が出した判断と結論はつぎのようなものであった。「審査会」は主に次の二つの点について述べた。第一は、子どもの個人情報に関して、親が開示請求権を持つか否かについて。第二は、「作文」に関する非開示処分は妥当であるか否かについて。

第一の点では、次のような判断を示した。条例は本来、「個人本人に開示請求権を認めているのであって、子供の個人情報に関して、親が開示請求権を有するのではない」だが、「子供が自殺している場合に、自殺の真相究明のため重要な情報は、例外的に、保護者の個人情報として、保護者に子供の自殺に関する情報の開示請求権を認めるべきである」と。そしてこのケースは特別な場合として、子どもの個人情報を保護者の個人情報として認めうるとした。⁽²⁴⁾

第二の点では、教育長の非開示処分を支持してつぎのような判断を示した。まず「作文」については、「○○（A子）に関する個人情報であると共に、作文執筆者の生徒の個人情報でもある」とした（複合個人情報性）。しかし、その上で、作文の開示は条例の第13条に規定された「目的外利用、外部提供の制限」に該当

するとした。条例第13条とは、「実施機関は、収集した個人情報について、第7条第1項の規定により登録された業務の目的の範囲を超えての利用（以下「目的外利用」という。）、及び市の機関以外のものへの提供（以下、「外部提供」という）を行ってはならない」というものである。「審査会」の判断は、業務の目的にあたるもののが教育活動であり、父親の請求の趣旨はこの目的外利用にあたるとするものであった。

さらに開示のもたらす影響について「審査会」は次のように述べた。「そのような作文まで開示し、それに対する学校教育外からの批判、苦情等にさらされることになれば、公教育の過程での生徒の感想や意見の自由な表明に対し、著しい制約を加えることになり、また、教育上、重大な支障を来すことになる」

答申の論理は、以上のように教育長の主張をほぼ追認するものであった。それは、「作文」に含まれる情報には複合個人情報性が認められるが、その開示を判断するにあたっては実施機関（この場合学校）の収集目的が踏まえられるべきであり、この点からすると学校の業務の目的は教育活動であるから、その目的外の目的（この場合自殺の真相解明）のために「作文」を開示することは認められない、とするものであった。

このように、「審査会」の判断は、情報開示の文脈に内在する問題（複合個人情報性）を判定するために、実施機関の資料収集目的（この場合は教育活動）に照らすという論理を、教育長の主張よりも一步明確に示すものであった。⁽²⁵⁾これを受けて市教委は10月27日、再び「作文」を非開示処分とする決定を行った。

（3）情報公開請求

父親は個人情報開示請求のルートとは別に、上記の答申以降、公文書公開請求のルートでも「作文」の開示（公開）を求めた。公開請求は、92年10月19日「つくし野中学校女子生徒自殺事件に関わり、同中二学年生徒（当時）が学校へ提出した「作文」のうち、個人名、クラス名などのプライバシー情報を除いた部分」⁽²⁶⁾他2回である。個人情報として開示されなかった「作文」が公開の決定を受ける可能性は少ないと思われるが、にもかかわらず請求がなされたのは、「公文書」⁽²⁷⁾としての認定を受けることに意味があるからだとみられる。実際、今度は3件の請求とも、「作文」が「公文書」ではないという理由で「不存在」の決定が行われ、いわゆる門前払いの形となった。

この決定の理由について教育長は次のように述べた。「学校教育活動の中で作成される「作文」は、文書取扱規程上の手続に付すべき性質を有していない。また、手続を踏ませること自体、規定上の目的に合致しない。文書取扱規程は、手続の流れの管理について必要な事項を定めることにより、文書事務の円滑かつ適正な実施を図り、事務の効率化及び合理化に資することを目的としている。この規程には、教育上作成され学校に提出される作文等の児童・生徒の作品について適用できるような規定は見当たらない。それは、教師と児童・生徒との間で日々

取り交わされているこれらの作品については、作成者の児童・生徒に返却されることを通例とし、担当教師と児童・生徒の特別な人間関係の間で行われるものであり、規程で定めるようなものではないためである」⁽²⁸⁾

「審査会」は93年9月30日に答申を出した。それはしかし、次のように、「作文」を「公文書」として認めるべきだとするものであった。「本件文書については、教師が教育の一環として生徒に提出させたものであって、教師が教師としての職務上取得した文書である。したがって、本件文書は公文書に該当する。本件文書を公文書とすることによる弊害についての教育長の主張は、本件文書を公文書として公開するかどうかの理由として判断すべき事柄である。よって、教育長は本件処分を取り消すべきである。また、教育長は本件文書について、すみやかに公開（含部分公開）又は非公開の処分をなすべきである」⁽²⁹⁾

他の2件の答申も全く同様であった。これは、生徒の「作文」を「公文書」として認める初めての判断となった。⁽³⁰⁾

市教委はこの答申に従うことを決め、94年1月14日「作文」を「公文書」として認める決定を行った。その上で、1月17日に市教委は「非公開」の決定を行った。その理由は「作文は文章自体が思想・感情そのもので、氏名を消したからといってプライバシーを侵さないとはいえない」と判断した。また、公開すれば生徒の自由な表現に著しい制限を加え、教師との信頼関係に支障をきたす」というものであった。⁽³¹⁾ 2月3日、父親らは審査請求（不服申立て）を行った。⁽³²⁾ これについての答申はまだ出ていない。

（4）東京地裁への訴え

市教委の処分が個人情報開示と情報公開の双方において「非開示」となった時点で、父親は東京地裁に市教委の処分の取り消しを求める訴えを起こした（93年1月22日）。⁽³³⁾

ところがこの審理中の93年5月、先に触れた「作文」の廃棄処分に関する学校側の報告が、実は虚偽であったことが判明した。先の報告では審査会の審議の始まった91年12月より以前の10月に処分したことになっていた。しかし、学校側は裁判所に対して新たに報告しなおし、実際には父親の開示請求の後、当時の3年生の1学級分は91年中に、他は92年の3月末に焼却処分していたとした。つまり学校側は「作文」の一部を係争にはいる前に処分したことにしておいて、実はその後で処分したのであった。⁽³⁴⁾ この問題で、93年12月に当時の校長が、市教委から昇給延期3ヶ月の「戒告処分」を受けた。⁽³⁵⁾

東京地裁の判決（富越和厚裁判長）は97年5月9日に出された。判決は、内容的には「作文」を非開示とした市教委の処分を支持し、父親の請求を退けるものであった。先にみた「審査会」の判断とほぼ同様のものであり、死亡した子どもの個人情報を親が請求する権利は認められるとしたが、「作文」については、それが事実調査のために書かれたという面があることを認める一方で、「公開する

情報の範囲や公開の時期などは教師の教育的配慮にゆだねられている」として開示請求を退けた。「親の請求権」について判決は、「父親はなくなった女子生徒を監護、養育し、家族共同体の中心で、父親の個人情報と同視することができる」とし、「作文」非開示の理由については「生徒の意図に反して父親に開示することは、教師と生徒の信頼関係を損なうことは明らかである」とした。なお、裁判長は、学校側の虚偽報告などにも触れて、「中学校の対応はきわめて不誠実であり、調査も真摯さを欠いたものだったと評されてもやむを得ず、原告が被告の主張に疑惑を払拭し切れない気持ちも理解できる」とし、父親の主張に対して一定の理解を示した。⁽³⁷⁾しかし「作文」に関しては、本件の「作文」が調査的性格を持つものと認めつつ、なおその開示に対する学校側の裁量権を広く認めた点で、町田市の「審査会」の答申よりも、学校側に寄った判断を示すものとなった。

まとめ

請求と審査の過程を検討して、「作文」問題については、つぎの二つの実態を指摘することができる。第一に、父親の請求・訴えは、生徒の書いた「作文」を不特定多数へ「公開」せよという請求ではなく、娘の自殺と関連する情報の「開示」請求であるという点である。⁽³⁸⁾たしかに父親は学校に対し「情報公開」のルートでも請求を行っているが、それは、何より娘の自殺の真相を知りたいという心情からくるものとみるべきであろう。子どもを失った親の心情を十分に酌んだとはいえない学校側の対応が、「作文」を情報開示の論議の俎上にのぼすことになっていったという事実は、まず指摘しておかなくてはならない点である。

第二に、父親の側と学校の側との間で「作文」をとらえる立場に違いがあることである。父親の側が、それを娘の自殺の真相解明のための、特殊な「作文」の問題であるとみるのに対し、学校の側は、学校教育の中で行われる「作文」一般的の問題としてみる傾向があり、そこにズレが生じている点である。この点では、審査会の答申も裁判の判決も、父親側と学校側の溝を埋めるものではないようにみえるし、さらなる事実の究明と問題点の検討とが求められる点であるように思われる。

両者の立場には相変わらずつぎのような対立が存在する。本事例の「作文」を情報収集のためであると把握した父親側からすれば、答申や判決は、学校という機関がその権限を利用して個人情報を集め、その開示を情報の主体に対して拒むことを認めたという構図で受け止められるであろう。ありうる最悪のケースを想定すれば、学校は「教育」の名の下に情報をを集め、その上で学校にとって都合の悪い部分の開示を拒むことが可能になる。本事例がそれにあたるかどうかはともかく、原理的にはそのような疑問が残るであろう。

他方で、学校の側からすれば、子どもの書いた「作文」が無原則に情報開示の対象となり、さらにそこに書かれた内容によって、それを書いた子どもが教育の枠を越えて社会的制裁を受ける可能性が出てくるならば、それは子どもの自由な

意見の表明に対する隠れた圧力となり、教育実践そのものを困難に陥れる要因となりうる。

このようにしてみると、問題の発端は、ひとつには学校・教師が子どもに「作文」を書かせるときの、その目的性把握の曖昧さにあるように思われる。本事例の中学校だけでなく一般的にいえることは、学校での「作文」が、子どもの物の見方や感じ方の表現であり、それを子ども同士で交流したり、あるいは教師が意見（赤ペン）を書いたりすることによって、子ども自身が物の見方や感じ方を深めていくための媒体であるという面をもっていることである。ここには一般的な意味での「作文」の本来の教育目的があると考えられる。しかし他方で「作文」は、子どもの物の見方や感じ方、さらにその背後にある生活の実態を、教師が知っていく媒体である。「作文」を通じて、はじめて教師が子どもの喜びや悩みについて知るということは、実際にはしばしばあることである。「作文」は、端的に言ってしまえば、情報収集の媒体であるという面も持っている。

これまで教師は、こうした異なった目的を持つ「作文」を、明確には区分けせず、多面的に役に立つものととらえてきた。そして、主に教師の側の判断によって、「作文」は教育実践の中に組み込んできたという事情がある。言い換えると、「作文」を書く目的を子どもたちに説明したり、それについて子どもたちとの共通理解を得ようとしてすることに関しては、その意義を必ずしも十分には認めてはこなかったように思われる。そうした現状が、本事例における「作文」問題の背景にあり、また本事例が問いかけた問題点のひとつでもあるように思われる。

個人情報の開示に関する近年の社会的認識の広まりを、作文教育に対する障害にしてはならないだろう。そのためには、教師は、子どもたちとの間で、書くことが何のためであり、書かれたものがどう扱われるかという、いわば表現の社会的処遇の問題についてもっと話し合うことが必要であろう。また、作文教育の研究は、そこに含まれる教育的含意をいっそ明らかにしていくことが求められているであろう。

付属資料 本事例に関する「町田市情報公開・個人情報保護審査会」の答申

番号は答申の日付順、* 諮問年月日と審査名 * * 答申内容 * * * 出典

I. 個人情報開示請求

二五

- (1) 92年10月13日 [91年度第5号事件] * 91年12月25日付諮問。「〇〇〇〇の死について説明をした後、生徒に書かせた作文のうち〇〇〇〇にかかわるもの」の個人情報開示請求に対して、教育長が91年12月12日付で行った「非開示決定」の処分に対する審査請求について。**棄却 ***『やまびこ4』
- (2) 92年10月13日 [91年度第6号事件] * 92年1月27日付諮問。「平成3年9月6日事故発生報告書」の個人情報開示請求に対して、教育長が91年12月27日付で行った「部分開示決定」の処分に対する審査請求について。**全部開示 ***『やまびこ4』

- (3) 92年11月5日 [91年度第7号事件] *92年1月27日付諮詢。「平成3年10月31日付自殺に関する調査報告書」の個人情報開示請求に対して、教育長が91年12月27日付で行った「部分開示決定」の処分に対する審査請求について。**全部開示 ***『やまびこ4』
- (4) 92年11月5日 [91年度第8号事件] *92年1月27日付諮詢。「○○の中學1年の指導要録」の個人情報開示請求に対して、教育長が91年12月27日付で行った「部分開示決定」の処分に対する審査請求について。**棄却 ***『やまびこ4』
- (5) 92年11月5日 [91年度第9号事件] *92年1月27日付諮詢。「一学期の○○○○に関する様子の報告をまとめたもの」の個人情報開示請求に対して、教育長が91年12月27日付で行った「非開示決定」の処分に対する審査請求について。**部分開示 **『やまびこ4』
- (6) 92年11月5日 [91年度第10号事件] *92年1月27日諮詢。「職員会議録の○○について記載された部分」の個人情報開示請求に対して、教育長が91年12月27日付で行った「非開示決定」の処分に対する審査請求について。**棄却 ***『やまびこ4』
- (7) 92年11月5日 [91年度第12号事件] *92年1月27日諮詢。「○○○○が友達に宛てて出した手紙(写)」の個人情報開示請求に対して、教育長が91年12月27日付で行った「非開示決定」の処分に対する審査請求について。**棄却 ***『やまびこ4』
- (8) 93年6月15日 [91年度第24号事件] *92年3月26日諮詢。「○○○○の『遺書』と思われるもの」の個人情報開示請求に対して、教育長が92年2月24日付で行った「不存在」の通知に対する審査請求について。**棄却 ***『やまびこ5』
- (9) 93年7月1日 [92年度第4号事件] *92年6月16日諮詢。「○○○○の自殺に関する調査報告書」(91年11月11日の市議会社会文教委員会の秘密会または休憩時に委員に配付し回収した分)及び「○○○○が友達に宛てて出した手紙」(91年11月11日の市議会社会文教委員会の秘密会または休憩時に委員に配付し回収した分)の個人情報開示請求に対して、教育長が92年5月20日付で行った「不存在」の処分に対する審査請求について。**棄却(廃棄済みのため) ***『やまびこ5』
- (10) 93年11月26日 [91年度第11号事件] *92年1月27日諮詢。「職員打合せ会資料の○○○○について記載された部分」の個人情報開示請求に対して、教育長が91年12月27日付で行った「非開示決定」の処分に対する審査請求について。**棄却 ***『やまびこ5』
- (11) 93年11月26日 [91年度第17号事件] *92年3月19日諮詢。「○○○氏と学校の対応した文書の記録」の個人情報開示請求に対して、教育長が92年2月24日付で行った「非開示」の処分に対する審査請求について。**棄却 ***『やまびこ5』
- (12) 94年3月16日 [92年度第30号事件] *93年1月4日諮詢。「保健室への入退記録、生徒の傷病状況がわかる記録(つくし野中学、○○○○の分)」の個人情報開示請求に対して、教育長が92年11月9日付で行った「不存在」決定に対する審査請求について。**棄却 ***『やまびこ5』
- (13) 94年8月2日 [92年度第27号事件] *93年1月4日諮詢。「つくし野中学職員打合せ会記録・資料に記載された私及び娘、故○○の個人情報」の開示請求に対して、教

- 育長が92年11月27日付で行った「非開示決定」処分に対する審査請求について。＊＊棄却 ＊＊＊『やまびこ 6』
- (14) 94年8月2日 [92年度第32号事件] *93年1月4日諮詢。「つくし野中学職員打合せ会記録・資料に記載された私及び娘、故〇〇の個人情報」の開示請求に対して、教育長が92年11月27日付で行った「非開示決定」処分に対する審査請求について。＊＊棄却 ＊＊＊『やまびこ 6』
- (15) 94年10月27日 [92年度第26号事件] *93年1月4日諮詢。「つくし野中学職員会議録に記載されている〇〇〇〇の自殺に関する情報」の個人情報開示請求に対して、教育長が92年11月27日付で行った不存在決定に対する審査請求について。＊＊処分の取り消し ＊＊＊『やまびこ 6』
- (16) 94年10月27日 [92年度第34号事件] *93年1月4日諮詢。「つくし野中学職員会議録に記載されている〇〇〇〇の自殺に関する情報」の個人情報開示請求に対して、教育長が92年11月27日付で行った不存在決定に対する審査請求について。＊＊処分の取り消し ＊＊＊『やまびこ 6』
- (17) 94年10月27日 [92年度第28号事件] *93年1月4日諮詢。「つくし野中学職員打合せ会、連絡委員会及び連絡会の記録及び資料に記載されている、〇〇〇〇の個人情報（〇〇〇〇の自殺に関する情報を含む）の個人情報開示請求に対して、教育長が92年11月27日付で行った不存在決定処分に対する審査請求。＊＊棄却 ＊＊＊『やまびこ 6』
- (18) 94年10月27日 [92年度第33号事件] *93年1月4日諮詢。「つくし野中学職員打合せ会、連絡委員会及び連絡会の記録及び資料に記載されている、〇〇〇〇の個人情報（〇〇〇〇の自殺に関する情報を含む）の個人情報開示請求に対して、教育長が92年11月27日付で行った不存在決定処分に対する審査請求。＊＊棄却 ＊＊＊『やまびこ 6』
- (19) 94年10月27日 [92年度第29号事件] *93年1月4日諮詢。「つくし野中学連絡委員会及び連絡会の記録・資料に記載されている〇〇〇〇及び故〇〇の自殺に関する情報」「つくし野中学教師と町田市教育委員会職員との懇談会の記録・資料に記載された〇〇〇〇及び娘、〇〇の自殺に関する情報」「つくし野中学教師と町田市教育委員会指導主事との打合せの記録・資料に記載された〇〇〇〇及び娘、〇〇の自殺に関する情報」の個人情報開示請求に対して、教育長が92年11月27日付で行った不存在決定に対する審査請求。＊＊棄却 ＊＊＊『やまびこ 6』
- (20) 94年10月27日 [92年度第31号事件] *93年1月4日諮詢。「つくし野中学連絡委員会・連絡会の記録・資料のうち〇〇〇〇及びその遺族にかかるもの」の個人情報開示請求に対して、教育長が92年11月17日付で行った不存在決定処分に対する審査請求。＊＊棄却 ＊＊＊『やまびこ 6』
- (21) 94年12月14日 [91年度第18号事件] *92年3月19日諮詢。「つくし野中学校2学年1学期評価決定のための資料、各教科別の中間、学期末テストの素点の一覧、（2学年全員分）、各教科別的小テスト・学習態度等の評価にかかる事項を含む一覧」の個人情報開示請求に対して、教育長が92年2月24日付で行った「存在」の処分に対する審査請求について。＊＊棄却 ＊＊＊『やまびこ 6』

II. 公文書非公開決定に対する審査請求

- (1) 93年3月31日 [91年度第23号事件] *92年3月19日諮詢。「平成元年度における公立学校におけるいじめの状況（つくし野中学校個表）」および「平成2年度における公立学校におけるいじめの状況（つくし野中学校個表）」に関する非公開決定に対する審査請求。**公開 ***『やまびこ4』
- (2) 93年5月27日 [91年度第15号事件] *92年2月14日諮詢。「町田市立つくし野中学校生徒自殺に関する調査等報告」他2件の公文書に関する非公開決定に対する審査請求。**「つくし野中」の文書については、公開 ***『やまびこ5』
- (3) 93年7月1日 [91年度第19号事件] *92年3月19日諮詢。「つくし野中学校職員会議録及びその添付資料」に関する非公開決定に対する審査請求。**部分公開 ***『やまびこ5』
- (4) 93年7月1日 [91年度第20号事件] *92年3月19日諮詢。「つくし野中学校職員打合せ会記録・資料」に関する非公開決定に対する審査請求。**棄却 ***『やまびこ5』
- (5) 93年9月30日 [92年度第20号事件] **92年12月1日諮詢。「つくし野中学校自殺事件に関して、当時、同中学2年生が学校に提出した『作文』の内個人名を除いた部分」に関する存在の処分に対する審査請求。**処分の取り消し（『作文』は公文書である） ***『やまびこ5』
- (6) 93年9月30日 [92年度第35号事件] *93年1月20日諮詢。「つくし野中学校女子生徒自殺事件に関して、同中学2年生（当時）が学校に提出した『作文』の内個人名、クラス名などのプライバシー情報を除いた部分」に関する存在の処分に対する審査請求。**処分の取り消し（『作文』は公文書である） ***『やまびこ5』
- (7) 93年9月30日 [92年度第37号事件] *93年3月12日諮詢。「○○○○の死について説明した後、生徒に書かせた作文」に関する存在の処分に対する審査請求。**処分の取り消し（『作文』は公文書である） ***『やまびこ5』
- (8) 93年11月26日 [91年度第21号事件] *92年3月19日諮詢。「つくし野中学校生活指導委員会（部会）記録・資料」に関する存在決定に対する審査請求。**棄却 ***『やまびこ5』
- (9) 93年11月26日 [92年度第1号事件] *92年5月1日諮詢。「つくし野中学にて発行した学級通信」に関する存在決定に対する審査請求。**公開 ***『やまびこ5』
- (10) 93年11月26日 [92年度第3号事件] *92年5月1日諮詢。「つくし野中学PTAが発行した配布物「学校入手手帳」に関する公開決定に対する審査請求（他にも文章が存在する）。**棄却 ***『やまびこ5』
- (11) 94年4月28日 [91年度第22号事件] *92年3月19日諮詢。「つくし野中学校『学校だより』『学年だより』」に関する非公開決定に対する審査請求。**却下（処分はすでに取り消されている） ***『やまびこ6』
- (12) 94年4月28日 [92年度第25号事件] *93年1月4日諮詢。「91年12月28日から92年11月10日までに開催されたつくし野中学校職員会議録・資料」に関する非公開決定処分に対する審査請求。**部分公開 ***『やまびこ6』

- (13) 94年6月17日〔92年度第2号事件〕＊92年5月1日諮詢。「つくし野中学校2学年会記録・資料」に関する不存在決定に対する審査請求。＊＊決定の取り消し＊＊＊『やまびこ6』
- (14) 94年10月27日〔92年度第23号事件〕＊93年1月4日諮詢。「91年12月24日に行われたつくし野中学校教師と町田市教育委員会職員との懇談会の記録・資料」「91年12月20日に行われたつくし野中学校教師と町田市教育委員会指導主事との打合せの記録・資料」「91年9月1日から91年12月27日までに開催のつくし野中学校連絡委員会及び連絡会の記録・資料」に関する不存在決定処分に対する審査請求。＊＊棄却＊＊＊『やまびこ6』
- (15) 94年10月27日〔92年度第24号事件〕＊93年1月4日諮詢。「91年12月28日から92年11月10日までに開催のつくし野中学校職員打合せ会の記録・資料」「91年12月28日から92年11月10日までに開催されたつくし野中学校連絡委員会及び連絡会の記録・資料」に関する不存在決定処分に対する審査請求。＊＊棄却＊＊＊『やまびこ6』
- (16) 94年12月14日〔93年度第5号事件〕＊94年2月22日諮詢。「行橋中学校2年生自殺事件に関する生徒作文について（照会）上福岡市立第3中学校生徒自殺事件に関する生徒作文について（照会）」に関する非公開決定処分に対する審査請求。＊＊棄却＊＊＊『やまびこ6』
- (17) 94年12月14日〔93年度第7号事件〕＊94年2月22日諮詢。「行橋中学校2年生自殺事件に関する生徒作文について（照会）上福岡市立第3中学校生徒自殺事件に関する生徒作文について（照会）」に関する非公開決定処分に対する審査請求。＊＊棄却＊＊＊『やまびこ6』
- (18) 94年12月14日〔93年度第6号事件〕＊94年2月22日諮詢。「上福岡市立第3中学校生徒自殺事件に関する生徒作文について」（回答）」に関する非公開決定処分に対する審査請求。＊＊棄却＊＊＊『やまびこ6』
- (19) 94年12月14日〔93年度第8号事件〕＊94年2月22日諮詢。「行橋中学校2年生自殺事件に関する生徒作文について（回答）」に関する非公開決定処分に対する審査請求。＊＊棄却＊＊＊『やまびこ6』
- (20) 95年2月24日〔93年度第9号事件〕＊「つくし野中学校職員打合わせ会記録」に関する非公開決定処分に対する審査請求。＊＊棄却＊＊＊『やまびこ6』

註

- (1) 最近の例としては、福岡県豊前市の中学2年生男子が1995年4月にいじめを苦に自殺した事件で「事件報告書」の開示を県教委に請求した例、鹿児島市の中学3年生が1995年6月に首つり自殺をした事件で学校が生徒に行ったアンケートの開示を求めた例、新潟県上越市の中学1年男子が1995年11月にいじめを苦に自殺した事件で「事故報告書」の開示を請求した例などがある。
- (2) 上記の例はいずれも部分開示や非開示の処分となり、審査会に対して異議申し立てや不服申し立てがなされている。
- (3) 「個人情報」とは、「識別された又は識別されうる個人（データ主体）に関するすべての情報」であると定義される。類似の用語の「プライバシー」が「他人に知られたくないこと、他人から干渉されないこと」などを意味する主観的な概念である

のに対し、「個人情報」は客観的な概念であるために、その範囲を確定することが容易であるとされる。(堀部政男『プライバシーと高度情報化社会』1988年、岩波新書、第Ⅱ章参照)

- (4) 生徒の書いた文章が開示請求された例としては、1993年9月に県立高校で起きた暴行事件の被害生徒側が、県公文書公開条例に基づき加害生徒の反省文の閲覧を県教委に求めた事例がある。(毎日新聞神奈川版1995年7月21日、10月27日)
- (5) 産経新聞朝刊1997年5月25日。
- (6) なお、この事件に関しては、両親が実名を裁判やルポルタージュ等で明らかにしているが、本稿ではその課題からみて特に実名記載は必要でないと考え、匿名で記すこととした。
- (7) 堀部政男『プライバシーと高度情報化社会』岩波新書、1988年、29頁。
- (8) 堀部政男「情報公開制度・個人情報保護制度の回顧と展望」『ジャリスト』1994年5月増刊号、有斐閣、9頁。
- (9) 堀部『プライバシーと高度情報化社会』74—75頁。
- (10) 自治大臣官房情報制作室「個人情報に関する条例の制定状況について」1997年7月10日。
- (11) 松井茂記『情報公開』岩波新書、1996年、3頁。
- (12) 町田市総務部市政情報室『年報 やまびこ』第4号(1993年)から第8号(1997年)のデータをまとめたもの。
- (13) 町田市総務部『情報公開ハンドブック』1990年3月、および町田市総務部『町田市の個人情報保護条例—その意義と開設—』1990年10月。
- (14) 松井、前掲書、73頁。
- (15) A子さんが自殺にいたるまでの経緯について触れた文献としては、親の立場からの状況把握として、鎌田慧『せめてあのとき一言でも——いじめ自殺した子どもの親は訴える』1996年11月、草思社刊があり、ルポルタージュとして、広岩近広「少女は鉄道自殺した」(1~3)『サンデー毎日』1992年5月31日号、6月7日号、6月14日号がある。明らかになっている部分については、新聞記事も含め大きな違いはみられない。
- (16) 東京読売朝刊1991年12月18日、毎日新聞東京本紙夕刊12月18日、東京読売朝刊12月26日、毎日新聞東京本紙夕刊12月27日。
- (17) 東京読売朝刊1991年12月18日、毎日新聞東京本紙夕刊12月18日、同大阪本紙夕刊12月27日、朝日新聞朝刊12月19日、同紙東京版朝刊1994年1月18日。
- (18) 町田市情報公開・個人情報保護審査会1991年度5号事件。(町田市総務部市政情報室『年報 やまびこ4』106—107頁)
- (19) 朝日新聞朝刊1992年8月8日。
- (20) 朝日新聞東京版朝刊1992年9月1日、同紙東京版朝刊10月27日。
- (21) 『年報 やまびこ4』106頁。
- (22) 「複合個人情報」に関しては、市川須美子「行政機関の事務・事業に関する情報
(1) 教育情報」『法学教室』1997年6月号参照。
- (23) 『年報 やまびこ4』107頁。
- (24) ほとんどの自治体は死者の個人情報を開示対象にはしていないが、死んだ子ども

に関する情報の開示請求権が親に認められたケースとしては、他にも1994年9月に福岡市内で自殺した中学三年生の女子生徒の両親の開示申請が市の情報公開室に受理されたケースがある。また、1997年3月31日、東京都の個人情報保護委員会は知事に対して「請求者が遺族の場合に限り、死者の情報を公開する」とした報告書を提出し、都はこれを受けて6月26日の請求から適用することにした。

- (25) 朝日新聞東京版朝刊1992年10月28日、東京読売朝刊10月28日、毎日新聞東京本紙朝刊10月28日。
- (26) 他の2回の請求名は、10月26日「つくし野中学校自殺事件に関して、当時、同中学2年生が学校に提出した「作文」の内個人名を除いた部分」、93年1月4日「○○○○の死について説明した後、生徒に書かせた作文」である。(『年報 やまびこ4』29—30頁)
- (27) 「公文書」の定義は「国または地方公共団体の機関、または公務員がその職務上作成した文書」(『広辞苑』第四版)である。「公文書」として認定された場合、文書の内容または署名を抹消したり、隠匿してその使用を妨げる行為を行ったりすると、「文書毀棄罪」に問われる。また「私文書」に比べ、訴訟上で証拠とする場合の成立の真正の推定などで違いが生じる。
- (28) 『年報 やまびこ5』156頁。
- (29) 前掲書、159頁、167頁、175頁。
- (30) 産経新聞朝刊1993年10月1日。
- (31) 産経新聞夕刊1994年1月14日、東京読売夕刊1月14日、毎日新聞東京版1月15日。
- (32) 每日新聞東京本紙夕刊1994年1月17日、産経新聞夕刊1月17日、朝日新聞東京版朝刊1月18日。
- (33) 『年報 やまびこ5』50頁。毎日新聞東京本紙朝刊94年2月4日。
- (34) 朝日新聞朝刊1993年1月23日、産経新聞朝刊1月23日。
- (35) 朝日新聞朝刊1993年5月13日、産経新聞朝刊5月13日。
- (36) 産経新聞朝刊1994年1月21日、毎日新聞東京版1月22日、東京読売朝刊1月23日。
- (37) 朝日新聞朝刊1997年5月10日、毎日新聞東京本紙朝刊5月10日、東京読売朝刊5月10日、産経新聞朝刊5月10日。
- (38) 本事例の性格を見誤り、「作文公開」問題として報道した一例としては、産経新聞朝刊1994年1月14日「女子中学生自殺直後在校生の“思い”学校作文まで公開？」があげられる。

(本学講師・教育学)